

令和6年9月24日

令和6年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

令和6年9月24日会議提出議案一覧表

議案第19号	令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第3号）	・・・	別冊
議案第20号	教育委員会委員の任命について	・・・	1
議案第21号	公平委員会委員の選任について	・・・	2
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	・・・	3
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	・・・	4
報告第10号	専決処分した事件の報告について （接触事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）	・・・	5
報告第11号	専決処分した事件の報告について （自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）	・・・	8
報告第12号	専決処分した事件の報告について （自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）	・・・	11

議案第 20 号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 鳥羽市安楽島町 1 2 2 4 番地 2 5
- 2 氏 名 杉 本 友 季
- 3 生年月日 昭和 5 5 年 5 月 1 2 日

令和 6 年 9 月 2 4 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

教育委員会委員浅尾美沙氏の任期が令和 6 年 9 月 3 0 日をもって満了するため、その後任として杉本友季氏を委員に任命したく、本提案とするものである。

議案第 21 号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 鳥羽市安楽島町1312番地24
- 2 氏 名 中 村 悦 子
- 3 生年月日 昭和35年5月5日

令和6年 9月24日 提 出

令和6年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

公平委員会委員小竹覚氏の任期が令和6年10月31日をもって満了するため、その後任として中村悦子氏を委員に選任したく、本提案とするものである。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 鳥羽市安楽島町 1 2 5 6 番地 1 8
- 2 氏 名 笠 井 杉 代
- 3 生年月日 昭和 2 8 年 1 1 月 7 日

令和 6 年 9 月 2 4 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

人権擁護委員笠井杉代氏の任期が令和 6 年 1 2 月 3 1 日をもって満了するため、同氏を再び委員に推薦したく、本提案とするものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 鳥羽市小浜町 2 0 5 番地 3 1
- 2 氏 名 下 村 明 美
- 3 生年月日 昭和 3 4 年 2 月 2 4 日

令和 6 年 9 月 2 4 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

人権擁護委員下村明美氏の任期が令和 6 年 1 2 月 3 1 日をもって満了するため、同氏を再び委員に推薦したく、本提案とするものである。

報告第10号

専決処分した事件の報告について

(接触事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

令和6年 9月24日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

専決第 3 号

専 決 処 分 書

接触事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 9 月 9 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

接触事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて

鳥羽四丁目の国道４２号付近における接触事故について和解し、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

- 1 損害賠償の原因 令和6年6月27日午後4時6分頃、鳥羽四丁目の国道42号付近において、市道西側田町続線から当該国道へ進入しようとしたところ、市役所方面に向かって走行中の自転車と接触し相手方を負傷させたことによる損害について、市は和解し、賠償するものである。

- ## 2 損害賠償の額及び相手方

1 1 8, 1 3 1 円

██████████

報告第 1 1 号

専決処分した事件の報告について

(自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 2 4 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

専決第4号

専 決 処 分 書

自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年 9月 9日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

鳥羽一丁目の市道佐田宮田日和山線における自動車破損事故について和解し、

記

- 1 損害賠償の原因 令和6年6月9日午後4時頃、鳥羽一丁目の市道佐田宮田日和山線において、民有地から当該市道へ出る際に道路側溝の蓋が跳ね上がり、相手方車両の底部を破損させたことによる損害について、市は和解し、賠償するものである。

- ## 2 損害賠償の額及び相手方

3 4 5, 5 0 6 円

報告第12号

専決処分した事件の報告について

(自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

令和6年 9月24日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

専決第 5 号

専 決 処 分 書

自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 9 月 9 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて
鳥羽一丁目の市道佐田宮田日和山線における自動車破損事故について和解し、
損害賠償の額を次のとおり定める。

記

- 1 損害賠償の原因 令和6年6月9日午後4時頃、鳥羽一丁目の市道佐田宮田
日和山線において、民有地から当該市道へ出る際に道路側
溝の蓋が跳ね上がり、相手方車両の底部を破損させたこと
による損害について、市は和解し、賠償するものである。

- 2 損害賠償の額及び相手方

11,600円

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]